

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和4年04月28日	令和4年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認結果データ作成等業務	2,970,000		8,127,000	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
002	令和4年12月28日	生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託	39,000,000		39,000,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
003	令和4年11月24日	各区役所・支所保険年金課等のL2WAN環境整備業務	5,872,458		5,872,458	保健福祉局生活福祉部保険年金課	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和5年02月20日	ジム・プール監視等業務	8,638,500		8,638,500	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社バイオニアガード	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
005	令和4年04月01日	京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約	82,559,400	81,821,924	81,522,325	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和4年10月18日	令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修（開発）	69,683,259		69,683,259	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
007	令和4年05月02日	抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務	493,275,200	1,648,883,500	1,159,741,000	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	石黒メディカルシステム株式会社株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
008	令和4年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約	予定総額 410,778,210		387,388,437	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和4年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約	予定総額 78,938,195		78,894,889	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	アデロ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和4年04月01日	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約	予定総額 71,079,030		85,013,274	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和4年04月01日	京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター運営業務委託	予定総額 354,548,830	725,012,705	1,973,372,340	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和4年04月01日	きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託	予定総額 217,973,594	274,869,558	485,580,828	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和4年11月30日	新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等療養者の健康観察等業務委託	予定総額 71,997,138		71,997,138	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
014	令和4年12月28日	感染症自己報告システムの運用支援業務委託	8,323,225		8,323,225	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ネオス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年12月27日	年末年始臨時新型コロナウイルス抗原定性検査キット個人宅配送委託業務委託	予定総額 13,521,497		13,521,497	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ヤマト運輸株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
016	令和4年04月01日	令和4年度京都市急病診療所運営業務委託	430,895,315		430,895,315	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017	令和4年04月01日	令和4年度京都市休日急病歯科診療所運営業務委託	39,292,924		39,292,924	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和3年02月18日	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託	予定総額 1,785,578,982		8,270,953,241	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	過去に有	

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
019	令和3年04月01日	新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約	予定総額 370,800,000	①578,880,000 ②829,594,000 ③829,594,000	1,074,774,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年04月01日	令和4年度 京都市新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会診療所実施分（令和4年4月～令和5年3月））	予定総額 11,820,884	①18,585,544 ②24,188,494 ③29,763,888 ④31,550,484	37,027,232	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和4年04月02日	令和4年度 小児接種に係る新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会実施分）	予定総額 111,355,200	①141,049,920 ②167,032,800 ③193,015,680	200,439,360	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
022	令和4年07月11日	令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務仕様書（KBSホール・令和4年8月以降実施分）	予定総額 8,823,458	①13,248,812 ②17,540,300	22,889,212	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都第二赤十字病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
023	令和4年08月22日	令和4年度 京都市新型コロナワクチン集団接種業務（右京地域体育館・令和4年10月～令和5年2月実施分）	予定総額 3,752,713	①6,764,884 ②9,008,512 ③12,008,683	14,835,582	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
024	令和4年09月22日	令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会実施分・令和4年10月～令和5年3月）	予定総額 84,820,000	①202,400,000 ②243,320,000 ③287,080,000 ④287,540,000	309,100,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
025	令和4年09月22日	令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務（京都私立病院協会・10月以降実施分）	予定総額 10,236,380	①21,167,734 ②34,918,772 ③46,089,383 ④55,209,093	59,179,472	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都私立病院協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
026	令和4年10月03日	京都市新型コロナワクチン接種事業に係る広報・啓発業務委託	9,999,000		9,999,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社新通	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
027	令和4年11月25日	令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（KBSホール・令和4年12月以降実施分）	予定総額 4,859,401	8,099,002	11,338,803	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都第二赤十字病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
028	令和5年01月20日	保健医療システムに係る新型コロナワクチン接種（4回目・5回目・小児3回目・乳幼児接種）対応及び個別改修業務委託	8,891,885		8,891,885	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	富士通Japan株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認結果データ作成等業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月28日  
(変更後) 令和4年12月27日
- 4 履行期間  
令和4年4月28日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極西池田町9番地5 西京極駅前ビル6階  
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 2,970,000円  
(変更後) 6,127,000円
- 7 契約内容  
災害時の避難に特に支援を要する方を登載した避難行動要支援者名簿の新規登載者への意向確認結果のデータ等を作成する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
意向確認対象者の増加に伴うデータ作成業務の person 費等の増加のため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託する業務は、短期間で年に2回、8,000人程度の膨大なデータ処理等を行うものであり、正確かつ迅速に作成するため、入力しやすいレイアウト設計や入力ミスの確認方法を設定する必要がある。  
これら一連の作業は、事業者がこれまで培ってきたノウハウやシステム設計技術、経験等により、履行内容や履行方法に顕著な差異が現れることが予想され、競争入札によって、価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないことから、プロポーザルを実施し、「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」を選定業者とした。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日  
令和4年12月26日
- 4 履行期間  
令和4年12月26日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
39,000,000円
- 7 契約内容  
生活保護の医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
生活保護システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに、京都市向けのカスタマイズを加えたシステムであるため、パッケージソフト著作権保有者と契約する必要がある。  
本業務においては、特定役務の調達の手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号  
本業務においては、特定役務の調達の相手方が特定されているため、生活保護システムを構築した日本電気株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
各区役所・支所保険年金課等のLGWAN環境整備業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日  
令和4年11月24日
- 4 履行期間  
令和5年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
5,872,458円
- 7 契約内容  
行政手続のオンライン化に必要な環境整備のため、LGWAN回線敷設工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の作業対象となる各区役所、支所等のネットワークの運用管理は、アライドテレシス株式会社（以下「運用管理事業者」という。）に委託している。本業務は、当該ネットワークの構成変更を伴うものであり、運用管理事業者以外の事業者へ委託した場合、ネットワークの利用環境等に影響が生じたときに、責任の所在が不明確になるおそれがある。  
このため、本業務は、運用管理事業者に委託する必要があり、競争入札に適さないため、運用管理事業者を相手方として随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ジム・プール監視等業務
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
令和5年2月20日
- 4 履行期間  
令和5年3月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽勸進橋町10番地  
株式会社パイオニアガード
- 6 契約金額（税込み）  
6,638,500円
- 7 契約内容  
健康増進センターのジム、プールの監視等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務については、健康増進センターの運営の一環として継続的な履行を要するもので、本来、指定管理者である京都市健康づくり協会が実施しているところ、健康増進センターの閉館に伴い、協会の業務量が増大したため、過重な業務について代わりの事業者へ委託する必要性が生じ、開始期日が迫っていることから、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プール等の監視業務の委託に当たっては、警備業の認定を得ている業者であることが求められることから、市内で警備業の認定を得てプールの運営を行っている実績のある事業者3者に声かけのうえ、委託の交渉を行った。  
結果、2者は辞退し、株式会社パイオニアガードのみ受託が可能であったもの。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更①) 令和4年7月1日  
(変更後) 令和5年3月24日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1  
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 82,559,400円  
(変更①) 81,821,924円  
(変更後) 81,522,325円
- 7 契約内容  
(1) 支援対象者への支援  
(2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働きかけ  
(3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
事業において配置している支援員に欠員が生じたことにより、委託料における人件費について、欠員期間相当額分を減額したため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生児童委員、町内会等との地域のネットワークが既



に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

更に、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ円滑に業務が実施されるものと認められる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修（開発）
- 2 担当所属名  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日  
令和4年10月18日
- 4 履行期間  
令和4年10月19日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
令和5年度制度改正対応に伴う敬老乗車証交付管理システム改修コンソーシアム  
（代表者 日本電気株式会社）
- 6 契約金額（税込み）  
69,683,259円
- 7 契約内容  
敬老乗車証交付管理システムについて、令和5年度制度改正に伴い、必要なシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
敬老乗車証交付管理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができない。しかし、同社のみでは今回の規模のシステム改修は不可能なため、株式会社ワードシステムをコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられた。よって、特定役務の調達の手続きの相手方が同コンソーシアムに特定されるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務

### 2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

### 3 契約締結日

(当初) 令和4年5月2日

(変更①) 令和4年7月28日

(変更後) 令和5年3月31日

### 4 履行期間

令和4年5月3日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区竹田中川原町381番地

石黒メディカルシステム株式会社

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 493,275,200円

(変更①) 1,648,883,500円

(変更後) 1,159,741,000円

### 7 契約内容

京都市内の高齢者施設において、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットを用いた検査体制を緊急的に構築するため、有症状者又は陽性者への接触者に対する随時検査及び入所施設において頻回の検査(集団感染の発生リスクが高い期間に限る)を実施する。

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

(変更①) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から通知が発出され、重症化リスクの高い高齢者等が利用する高齢者施設等の従事者及び利用者に対して、引き続き集中検査を実施することが要請された。冬には、高齢者等がワクチン4回目接種で獲得した免疫が徐々に減衰してくる時期に入り、再度、新規感染者数が増加し、高齢者施設等のクラスターが多発する可能性も考えられたため、本契約について期間及び実施予定数の変更を行った。

(変更後) 令和4年度における検査キットの必要数量の見込みが確定したため、本契約について必要数量に合わせて変更契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

当初契約時は、緊急の必要により入札に付すことができず、本市の仕様に合致する形かつ短期間で、同社から見積書を徴取することができたため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更後) 令和4年10月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル8階  
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初予定総額) 410,776,210円  
(変更後予定総額) 387,386,437円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者の派遣
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
保健所体制の強化及び業務継続の必要性のため、事務職の履行期間を変更 (期間延長) した  
(看護師・保健師職は、当初契約から令和5年3月31日までの契約)。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要がある。  
当該事業者は、令和2年度途中から労働者派遣 (保健師・看護師・事務職) に係る契約を締結しており、本市のコロナ対策業務の内容にも熟知され、適切な人選のうえ、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員についても、この間の従事により、業務習熟度も高まっており、PCR検査、積極的疫学調査及びシステム入力等の感染症対策業務において、重要な役割を担

っている。

まん延防止等重点措置の解除に伴い、感染拡大期の再来も懸念される中、複雑・多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たに他の事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の熟知度から、保健所体制の更なるひっ迫が免れず、業務の停滞を招きかねない状況であった。

以上により、保健所体制及び業務の継続性の観点から、本件事業者と随意契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更後) 令和4年10月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町6-1-2 四条烏丸ビル6F  
アデコ株式会社 京都支社
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初予定総額) 78,936,195円  
(変更後予定総額) 76,894,889円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
保健所体制の強化及び業務継続の必要性のため、履行期間及び契約単価を変更し、年末年始における割増適用単価を追加したものの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要があり、保健師等の本市専門職員が積極的疫学調査等の専門業務に注力できるよう、従前より事務的な業務について、保健師等から本市事務職員及び派遣職員への切り分けを行っている。  
当該事業者は、令和3年度途中から労働者派遣(事務職)に係る契約を締結しており、本市のコロナ対策業務の内容にも熟知され、適切な人選のうえ、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員についても、この間の従事により、業務習熟度も高まっており、PCR検査、



積極的疫学調査及びシステム入力等の感染症対策業務における事務的な業務において、重要な役割を担っている。

また、感染拡大期において、患者を必要な医療へ的確に繋ぐため、保健師等の本市専門職員が専門業務に注力できる環境を整備することが求められており、休日・夜間を問わず、一定の規模の事務職員を確保し、保健所体制の強化を継続して行うことが重要である。

まん延防止等重点措置の解除に伴い、感染拡大期の再来も懸念される中、複雑・多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たに他の事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の熟知度からも保健所体制の更なるひっ迫が免れず、業務の停滞を招きかねない状況であった。

以上により、保健所体制の強化及び業務の継続性の観点から、本件事業者と随意契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更後) 令和4年10月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初予定総額) 71,079,030円  
(変更後予定総額) 85,013,274円
- 7 契約内容  
新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
保健所体制の強化及び業務継続の必要性のため、履行期間及び契約単価を変更し、年末年始における割増適用単価を追加したものを。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
新型コロナウイルス感染症対策に係る業務量が年間を通じて膨大となっている中、円滑に業務を進め、同感染症の拡大防止等の徹底を図ることができる保健所体制を途切れることなく堅持する必要があり、保健師等の本市専門職員が積極的疫学調査等の専門業務に注力できるよう、従前より事務的な業務について、保健師等から本市事務職員及び派遣職員への切り分けを行っている。  
従前より、派遣事業者（株式会社メディカル・コンシェルジュ及びアデコ株式会社）と労働者派遣（保健師・看護師・事務職）に係る契約を締結し、一定数の派遣職員の供給を受けていた。しかしながら、第6波において想定以上の感染拡大となり、両社からの派遣職員の供給が追いつかない

状況となり、当該事業者とは、令和3年度途中から労働者派遣（事務職）に係る契約を締結していた。

当該事業者は本市のコロナ対策業務の内容にも熟知し、適切な人選のうえ、派遣職員の供給・管理体制が確立されている。また、派遣職員について、この間の従事により、業務習熟度も高まっており、PCR検査等に加え、健康観察、移送調整、勧告書発行等の更に広範囲の事務的な業務においても、重要な役割を担っており、感染拡大期において、患者を必要な医療への確に繋ぐため、保健師等の本市専門職員が専門業務に注力できる環境を整備することが求められているが、当該事業者は休日・夜間などの人員の確保が困難な時間帯においても、一定の規模の事務職員を確保し、保健所体制の強化を継続して行うことができる。

まん延防止等重点措置の解除に伴い、感染拡大期の再来も懸念される中、複雑・多岐にわたる業務の習得には相当の期間を要するため、新たに他の事業者から派遣職員を受入れ、体制の再構築を図るとなると、人員の確保面や業務の熟知度からも保健所体制の更なるひっ迫が免れず、業務の停滞を招きかねない状況であった。

以上により、保健所体制の強化及び業務の継続性の観点から、本件事業者と随意契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター運営業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更①) 令和4年7月1日  
(変更後) 令和4年10月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F  
東武トップツアーズ株式会社 京都支店
- 6 契約金額(税込み)  
(当初予定金額) 354,548,630円  
(変更①予定金額) 725,012,705円  
(変更後予定総額) 1,973,372,340円
- 7 契約内容  
市民(陽性者)からの健康相談、発生届受理後の陽性者への連絡、患者の移送調整・ホテル入所調整、療養証明書作成に関する業務、入院公費負担業務、陽性者登録対応業務、健康観察業務及びHER-SYSへの入力を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
保健所体制の強化及び業務継続の必要性のため、契約期間及び業務内容(SMS発信業務の一部中止、健康観察業務の追加)を変更したものの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本市では、第6波における新型コロナウイルス感染症新規感染者数の急増により、新規感染者の大多数を占める無症状者や軽症者への連絡が遅れ、その結果、患者等から健康に関する不安や療養期間の相談が殺到し、保健所等への電話が繋がらない状態となったことから、京都市新型コロナ

陽性者臨時フォローアップセンター（以下「FUC」という。）を設置し、保健所の体制強化を図った。

FUCが担う役割は、患者等からの健康相談、陽性者への連絡、患者の移送調整、医療用抗原検査キット陽性となった者の登録対応業務など非常に多岐にわたるものであり、これらの業務を安定的に実施できる体制を構築するには、1箇月程度の期間を要すると想定される。FUCは令和4年2月18日から設置しているが、上記理由から再度体制を構築するまでの期間がなく、令和4年4月1日から安定して運営し、強化した保健所体制を維持していくためには、引き続きFUCを運営する東武トップツアーズ株式会社に委託する必要があった。

また、事業者を変更する場合、会場設営費その他必要設備の費用が改めて生じることとなるため、引き続き業務を委託することによる費用面でのメリットも多いことから、同社を令和4年度本業務の委託事業者として、随意契約を締結した。

さらに当初契約が満了する令和4年9月末時点においてもコロナ感染が高止まりしている状況等を踏まえ、同センターの運営を継続する必要があるため変更契約を締結した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月1日  
(変更①) 令和4年10月1日  
(変更後) 令和4年12月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル  
株式会社JTB 京都中央支店
- 6 契約金額(税込み)  
(当初予定総額) 217,973,594円  
(変更①予定総額) 274,669,558円  
(変更後予定総額) 485,560,628円
- 7 契約内容  
きょうと新型コロナ医療相談センターの運営を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、引き続き相談業務の継続が必要であるため、変更契約(契約期間、人件費、人員配置及び履行場所の変更)を締結するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
きょうと新型コロナ医療相談センターは京都府と京都市協調で設置するものであることから、京都府が相見積りにより契約を締結した事業者と契約を締結した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等療養者の健康観察等業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和4年11月30日
- 4 履行期間  
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区五条通新町東入る東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F  
東武トップツアーズ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）71,997,136円
- 7 契約内容  
京都市内の高齢者施設及び障害児者施設における新型コロナ患者への健康観察業務等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
高齢者施設等でコロナ患者が療養する場合、当該施設の職員を通じて保健所が健康観察を行っていたが、第7波において、1日の対応施設数が最大150施設に及ぶ等、想定を超える感染拡大により保健所業務のひっ迫につながった。  
第7波規模の感染拡大が生じた際に、患者の健康観察をより迅速かつ適切に実施するべく、平時から準備しておくべき施設側の体制の指導等に係る施設訪問を含めて、高齢者施設等における健康観察業務を委託し、高齢者のいのちと健康を守る取組を強化するとともに、保健所業務の効率化を図る必要がある。  
本業務の実施に当たっては、高齢者等施設に対する平時からの医療提供体制の聞き取り、重症化予防治療の知識の普及、感染対策の助言に加えて、陽性者発生時には、施設療養者の健康観察を適切に行い、医療の提供が必要な患者を速やかに把握し、医療につなげる必要がある。このため、当該業務は、当該ノウハウを有している業者と契約する必要があるとあり、競争入札による価格のみで業者を決定することが適さないことから、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ、最良な企画提案書を提出した当該業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
感染症自己報告システムの運用支援業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和4年12月26日
- 4 履行期間  
令和4年12月26日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区神田須田町1-23-1住友不動産神田ビル2号館10F  
ネオス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,323,225円
- 7 契約内容  
感染症自己報告システム（患者情報等の一元管理、LINEと連携した各種情報の提供機能及びチャットボット機能）の保守、軽微な改修。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
感染症自己報告システムは、京都大学医学部附属病院（以下、「京大病院」という。）が研究プログラムの一環として開発したもので、京大病院と本市とが締結した包括連携協定（令和2年度）及び感染症自己報告システムの利用に関する覚書（令和4年度）に基づき、本市が京大病院から無償で提供を受けたものである。  
株式会社ネオスは、京大病院から本システムの開発を委託された事業者であり、他の事業者では本システムを本市業務に対応するために必要な改修や保守運用等の対処が困難であることから、当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
年末年始臨時新型コロナウイルス抗原定性検査キット個人宅配送委託業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和4年12月27日
- 4 履行期間  
令和4年12月28日から令和5年1月4日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府久世郡久御山町西一口西池5-3  
ヤマト運輸株式会社 京都主管支店
- 6 契約金額（税込み）  
（総価契約分） 8,484,872円  
（単価契約分予定総額） 5,036,625円
- 7 契約内容  
年末年始において、6歳から64歳以下の軽症者が自宅等で速やかに自己検査ができるよう、体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キットを有症状者に無料配送するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
インフルエンザ等が疑われる方等の対応を含め、令和4年12月29日から令和5年1月3日まで（以下「年末年始」という。）は多くの医療機関が休診となるため、陽性者全員が診療・検査医療機関等に受診すると、医療機関がひっ迫し、医療機関への受診が必要な6歳未満の子どもや重症化リスクの高い方（65歳以上の方、妊婦、基礎疾患が有る方をいう。以下同じ。）の受診が困難となる。  
そのため、国の示す医療機関受診の考え方を踏まえ、6歳以上で重症化リスクが低い方（65歳未満の方、妊婦ではない方、基礎疾患が無い方）が発熱、咳、倦怠感等の症状が現れた場合に、自宅等で速やかに自主検査し、陽性の場合は京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターに登録できるようにするため、体調不良等で外出が難しい方に抗原定性検査キットを各戸配送する仕組みを早急に構築し、医療機関への受診が必要な6歳未満の子どもや重症化リスクの高い方が確実に受診できる体制を確保する必要があった。  
各戸配送を実施するに当たっては、年末年始における抗原検査キットの大規模な運搬体制等が求められることから、運搬事業者の複数社に業務の受託可否及び見積書の提出を依頼した結果、ヤマト運輸株式会社のみが、年末年始期間の本業務の受託が可能であった。以上から、緊急にヤマト運輸株式会社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市急病診療所運営業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年 4月 1日  
(変更①) 令和4年12月 9日  
(変更後) 令和5年 2月13日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額(税込み)  
430,695,315円
- 7 契約内容  
市民の健康保持に資するために応急的な診療を確保するための施設(以下「急病診療所」という。)の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
(変更理由①(令和4年12月9日))  
インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されていることを踏まえ、多くの医療機関が休診する土・日・祝日や年末年始において市内の医療機関がひっ迫するおそれがあるため、市民の受診機会を確保することを目的に、京都市急病診療所の体制を拡充し、新型コロナウイルス感染症等を疑う患者に対する診療等(発熱外来の設置)を行うこととした。  
また、発熱外来の設置に伴い、新たに診療報酬等相当額等以外にも収入が発生することから、それらについても京都市に納付するよう変更契約を締結した。  
  
(変更理由②(令和5年2月13日))  
令和4年12月9日付変更契約で、多くの医療機関が休診する土・日・祝日について京都市急病診療所の体制を拡充し、令和5年2月26日までの間、小児科において発熱外来の設置を予定していたが、設置終了期日を迎えても、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの患者が依然として多く発生することが見込まれたため、当初2月26日までとしていた発熱外来の設置を3月26日まで延長するため変更契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

一般社団法人京都府医師会は、京都市域の大部分の医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保、後送病院との契約など、同医師会の持つ組織力によるところが大きいため、急病診療所を安定的に運営することができる団体は、事実上、同医師会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府医師会を当該業務の委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度京都市休日急病歯科診療所運営業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年4月 1日  
(変更後) 令和5年3月15日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地  
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額(税込み)  
39,292,924円
- 7 契約内容  
京都市休日急病歯科中央診療所における診療業務及び物品の保持・安全の確保に関すること
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
診療報酬支払機関の一つである「社会保険診療報酬支払基金」において実施された支払基金改革に伴い、3月分の診療報酬の納入が5月末の出納閉鎖期日に間に合わないことから、出納閉鎖までの納入を実現するため、納入対象範囲を変更する変更契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般社団法人京都府歯科医師会は、多数の歯科医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保や障害者に対する歯科診療などの社会福祉事業の実績など、同会の持つ組織力によるところが大きいため、休日急病歯科診療所を安定的に運営することができる団体は、事実上、同会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府歯科医師会を当該業務の委託先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務委託

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

(当初) 令和3年 2月18日  
(変更①) 令和3年 3月16日  
(変更②) 令和3年 4月 8日  
(変更③) 令和3年 5月14日  
(変更④) 令和3年 6月 8日  
(変更⑤) 令和3年 7月16日  
(変更⑥) 令和3年 9月 1日  
(変更⑦) 令和3年10月20日  
(変更⑧) 令和3年11月17日  
(変更⑨) 令和3年12月13日  
(変更⑩) 令和4年 1月11日  
(変更⑪) 令和4年 3月 1日  
(変更⑫) 令和4年 4月 1日  
(変更⑬) 令和4年 5月 2日  
(変更⑭) 令和4年 6月 6日  
(変更⑮) 令和4年 7月 1日  
(変更⑯) 令和4年 8月10日  
(変更⑰) 令和4年 9月 6日  
(変更⑱) 令和4年10月 7日  
(変更⑲) 令和4年11月 1日  
(変更⑳) 令和4年12月 1日  
(変更㉑) 令和5年 1月 4日  
(変更㉒) 令和5年 2月 1日  
(変更後) 令和5年 3月13日

### 4 履行期間

令和3年2月19日から令和5年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号  
日本トータルテレマーケティング株式会社

6 契約金額（税込み）

（当 初）（予定総額）	1, 785, 578, 982円
（変更①）（予定総額）	1, 425, 356, 293円
（変更②）（予定総額）	1, 367, 251, 284円
（変更③）（予定総額）	1, 915, 395, 269円
（変更④）（予定総額）	2, 120, 301, 938円
（変更⑤）（予定総額）	3, 340, 077, 065円
（変更⑥）（予定総額）	3, 613, 172, 968円
（変更⑦）（予定総額）	3, 676, 593, 917円
（変更⑧）（予定総額）	4, 075, 778, 163円
（変更⑨）（予定総額）	4, 304, 886, 782円
（変更⑩）（予定総額）	4, 382, 857, 366円
（変更⑪）（予定総額）	6, 181, 369, 282円
（変更⑫）（予定総額）	6, 164, 683, 005円
（変更⑬）（予定総額）	6, 879, 637, 382円
（変更⑭）（予定総額）	6, 671, 329, 950円
（変更⑮）（予定総額）	6, 674, 061, 423円
（変更⑯）（予定総額）	8, 366, 906, 558円
（変更⑰）（予定総額）	8, 386, 815, 838円
（変更⑱）（予定総額）	8, 444, 981, 619円
（変更⑲）（予定総額）	8, 449, 041, 782円
（変更⑳）（予定総額）	8, 448, 912, 668円
（変更㉑）（予定総額）	8, 433, 795, 357円
（変更㉒）（予定総額）	8, 438, 322, 325円
（変更後）（予定総額）	8, 270, 953, 241円

7 契約内容

京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る、コールセンター運営、集団接種業務等の事務処理等業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由）

新型コロナウイルスワクチン接種の接種期間、対象、回数等が変更されたことに伴う接種体制構築のため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

事業者の選定に当たっては、提案のあった5社について、受託候補者選定審査基準に基づき審査を行った結果、最も高い得点を得た事業者と随意契約を締結したものの。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

(当初) 令和3年 4月 1日

(変更①) 令和4年 3月 1日

(変更②) 令和4年 9月30日

(変更③) 令和4年12月 9日

(変更後) 令和5年 3月31日

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地

京都府国民健康保険団体連合会

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) (予定総額) 370,600,000円

(変更①) (予定総額) 578,680,000円

(変更②) (予定総額) 929,594,000円

(変更③) (予定総額) 929,594,000円

(変更後) (予定総額) 1,074,774,000円

### 7 契約内容

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに係る審査事務

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(変更理由①: 令和4年3月1日)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う期間が令和4年9月30日まで延長された(変更前: 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで) ことに伴い、同契約中の請求期日及び納入期日について変更を行うため。

(変更理由②: 令和4年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う期間が令和5年3月31日まで延長された(変更前: 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで) ことに伴い、同契約の別表に掲げる請求期日及び納入期日について変更を行うため。

(変更理由③：令和4年12月9日)

新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施されてきたが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により予防接種法が改正されたことに伴い、契約書の記載内容の変更を行うため。

(変更理由④：令和5年3月31日)

京都府国民健康保険団体連合会より、令和3年度に本市が支払った手数料について、決算見込み額に基づく手数料単価及び過納額の通知があったことに伴い、令和3年度の手数料単価を変更するため。

また、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う期間が令和6年3月31日まで延長された（変更前：令和3年2月17日から令和5年3月31日まで）ことに伴い、同契約の別表に掲げる請求期日及び納入期日について、変更を行うため。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

委託料の審査支払事務に当たっては、医療機関が診療報酬支払事務を専門機関である京都府国民健康保険団体連合会に依頼して行っているため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 京都市新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会診療所実施分（令和4年4月～令和5年3月））

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年 4月 1日  
（変更①）令和4年 5月31日  
（変更②）令和4年 7月21日  
（変更③）令和4年 9月20日  
（変更④）令和4年10月18日  
（変更後）令和4年12月 2日

### 4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月18日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京北壺井町67  
一般財団法人 京都工場保健会

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）11,620,664円  
（変更①）（予定総額）18,595,544円  
（変更②）（予定総額）24,188,494円  
（変更③）（予定総額）29,763,888円  
（変更④）（予定総額）31,550,464円  
（変更後）（予定総額）37,027,232円

### 7 契約内容

集団接種会場（京都工場保健会診療所実施分）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①、②：令和4年5月31日、令和4年7月21日）

若い世代の方を含めワクチン接種の加速を図るため、接種会場設置を延長し、集団接種会場での医療従事者等の体制を再構築するため。

(変更理由③：令和4年9月20日)

国が定める新型コロナワクチンの臨時接種の期間について、令和4年9月末から令和5年3月末まで期間延長されたことを受け、集団接種会場の設置期間を延長し、医療従事者等の体制を再構築するため。

(変更理由④：令和4年10月18日)

国からは、臨時接種期間が令和5年3月末までであること等を踏まえ、令和4年中に希望者が初回接種を完了するよう取り組むよう求められていることから、本市として初回接種希望者の接種機会を確保する必要があるため。

(変更理由⑤：令和4年12月2日)

「国において特例臨時接種期間が2023年3月31日までとされていること」、「引き続き、オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は初回接種が完了したものに限られていること」、「本業務により既に確保していた接種枠が埋まるなど、引き続き初回接種の需要が認められること」を踏まえ、本市として、初回接種希望者の接種機会を確保する必要があるため。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

追加接種に係る集団接種会場は本市が設置主体となり、本市職員及び地区医師会の医師等により運営することとしているが、1～2回目の接種会場の設置に当たり、本市職員及び地区医師会の医師等による体制構築は困難であることから、接種医療機関で集団接種を実施する方針とした。一方で、接種医療機関での集団接種の実施に当たっては、接種前の予診、ワクチンの接種、会場内で体調不良等が生じた場合の医療行為の提供、ワクチンの管理など多岐にわたる業務を一定期間にわたり実施できる医療機関に委託する必要があるため。

上記の条件を全て満たす医療機関であり、本業務を受注できるのは一般社団法人京都工場保健会のみであるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度 小児接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会実施分）
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
（当初）令和4年 4月 2日  
（変更①）令和4年 7月 7日  
（変更②）令和4年 9月24日  
（変更③）令和4年11月26日  
（変更後）令和5年 2月25日
- 4 履行期間  
令和4年4月2日から令和5年3月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地  
一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）（予定総額）111,355,200円  
（変更①）（予定総額）141,049,920円  
（変更②）（予定総額）167,032,800円  
（変更③）（予定総額）193,015,680円  
（変更後）（予定総額）200,439,360円
- 7 契約内容  
小児に係る集団接種業務（会場運営、接種業務等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
（変更理由①～③：令和4年7月7日、令和4年9月24日、令和4年11月26日）  
5歳から11歳のこどもの接種機会を確保する必要があり、小児の接種会場設置を延長するため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

#### 10 契約の相手方の選定理由

市役所会場で実施する小児の集団接種では、令和4年度について、令和4年4月2日～7月17日の間（計30日間）で、6,000回分の接種を行うこととしており、多岐にわたる業務を30日間全てにおいて対応可能かつ、小児のみを接種対象としていることから、父兄及び小児に対し通常の集団接種と比べてより丁寧な対応が必要となる。

接種実施開始まで時間が限られており、これらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託する必要があり、実施期間中の全ての日において、一括して接種業務を委託できるのは、一般財団法人京都工場保健会のみであったため。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（KBSホール・令和4年8月以降実施分）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年 7月11日

（変更①）令和4年 8月 8日

（変更②）令和4年 9月20日

（変更後）令和4年10月26日

### 4 履行期間

令和4年8月2日から令和4年11月18日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5  
京都第二赤十字病院

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額） 6,623,456円

（変更①）（予定総額） 13,246,912円

（変更②）（予定総額） 17,540,300円

（変更後）（予定総額） 22,699,212円

### 7 契約内容

集団接種会場（KBSホール）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①：令和4年8月8日）

若い世代の方を含めワクチン接種の加速を図るため、KBSホールの接種会場設置を延長し、集団接種会場での医療従事者の体制を再構築するため。

（変更理由②：令和4年9月20日）

国が定める新型コロナワクチンの臨時接種の期間について、令和4年9月末から令和5年3月末まで期間延長されたことを受け、集団接種会場の設置期間を延長し、医療従事者等の体制を再構築するため。

(変更理由③：令和4年10月26日)

新たにオミクロン株BA. 4/5に対応するワクチンを確保するとともに、国における接種間隔の短縮の議論等の状況の変化を受け、引き続きコロナワクチン追加接種を促進するため、集団接種の実施期間を延長し、医療従事者等の体制を再構築するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

KBSホールでの接種に当たっては、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を6日間全てにおいて対応可能かつ、1日600人を想定した接種者数に対応でき、接種実施開始まで時間が限られていることから、これらの体制を早急に整えることのできる医療機関に委託する必要があった。

受託者の選定に当たり、見積書徴取が可能であり、本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を受託可能であった医療機関は、京都第二赤十字病院のみであったため。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（右京地域体育館・令和4年10月～令和5年2月実施分）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年 9月22日

（変更①）令和4年10月25日

（変更②）令和4年11月25日

（変更③）令和4年12月23日

（変更後）令和5年 1月27日

### 4 履行期間

令和4年10月1日から令和5年2月18日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区梅津神田町57番地

一般社団法人 右京医師会

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額） 3,752,713円

（変更①）（予定総額） 6,754,884円

（変更②）（予定総額） 9,006,512円

（変更③）（予定総額） 12,008,683円

（変更後）（予定総額） 14,635,582円

### 7 契約内容

集団接種会場（右京地域体育館）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①、②：令和4年10月25日、令和4年11月25日）

新たにオミクロン株BA.4/5に対応するワクチンを確保するとともに、国における接種間隔の短縮の議論等の状況の変化を受け、引き続きコロナワクチン追加接種を促進するため、集団接種の実施期間を延長し、延長期間に係る、医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由③：令和4年12月23日)

新型コロナの感染者数が増加していることなどから、12月中に予定している集団接種会場の予約は空きがない状況が続いている。

令和4年冬の感染拡大を防ぐ観点から市民に対して積極的なワクチン接種を呼び掛けており、引き続き本市の接種体制を確保するため、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る、医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由④：令和5年1月27日)

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

臨時接種の位置付けが令和4年度末までであること、またインフルエンザとの同時流行を抑えるため、会場の予約状況を踏まえ、引き続き本市の接種体制を確保する必要性から、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 10 契約の相手方の選定理由

右京地域体育館での接種に当たっては、場内案内等の事務業務のほか、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を5日間全てにおいて対応可能であり、かつ、1日当たり最大900人への接種を想定した体制を確保する必要がある。接種実施開始まで時間が限られているなか、これらの体制を早急に整えることのできる団体に委託する必要があった。

受託者の選定に当たり、見積書徴収が可能であり、これら本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を実施受託可能であった団体は、一般社団法人右京医師会のみであったため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（京都工場保健会実施分・令和4年10月～令和5年3月）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年 9月22日  
（変更①）令和4年10月14日  
（変更②）令和4年11月17日  
（変更③）令和4年12月15日  
（変更④）令和5年 1月13日  
（変更後）令和5年 2月20日

### 4 履行期間

令和4年9月22日から令和5年3月27日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京北壺井町67番地  
一般財団法人 京都工場保健会

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額） 84,920,000円  
（変更①）（予定総額） 202,400,000円  
（変更②）（予定総額） 243,320,000円  
（変更③）（予定総額） 267,080,000円  
（変更④）（予定総額） 287,540,000円  
（変更後）（予定総額） 309,100,000円

### 7 契約内容

集団接種会場（みやこめっせ、イオンモール京都桂川）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①：令和4年10月14日）

新たにオミクロン株BA.4/5に対応するワクチンを確保するとともに、国における接種間隔の短縮の議論等の状況の変化を受け、引き続きコロナワクチン追加接種を促進するため、集団接種の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由②：令和4年11月17日)

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

引き続き本市の接種体制を確保するため、みやこめっせ会場及びイオンモール京都桂川会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由③：令和4年12月15日)

新型コロナの感染者数が増加していることなどから、12月中に予定している集団接種会場の予約は空きがない状況が続いていた。

令和4年冬の感染拡大を防ぐ観点から市民に対して積極的なワクチン接種を呼び掛けており、引き続き本市の接種体制を確保するため、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由④：令和5年1月13日)

特例臨時接種の位置づけが令和4年度末までであること等から年度内の接種を勧奨しており、引き続き、初回接種を完了した者に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要があることから、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由⑤：令和5年2月20日)

特例臨時接種の位置づけが令和4年度末までであること等から年度内の接種を勧奨しており、引き続き、初回接種を完了した者に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

加えて、年度内の駆け込み需要が想定されるため、一定数の集団接種は実施する必要がある一方で、当時の予約状況等を踏まえると、多くの接種予約は見込めないことから、複数会場を設けることによる分散化を防ぐため、みやこめっせ会場の集団接種会場の実施期間を延長し、イオンモール京都桂川会場を閉鎖し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 10 契約の相手方の選定理由

みやこめっせ、イオンモール京都桂川での接種に当たっては、場内案内等の事務業務のほか、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を14日間全てにおいて対応可能であり、かつ、1日当たり最大1,400人への接種を想定した体制を確保する必要がある。運営開始まで時間が限られているなか、これらの体制を早急に整えることのできる団体に委託する必要がある。

受託者の選定に当たり、見積書徴収が可能であり、本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を実施受託可能であった団体は、一般財団法人京都工場保健会のみであったため。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種に関する事務業務（京都私立病院協会・10月以降実施分）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年 9月22日

（変更①）令和4年10月14日

（変更②）令和4年11月25日

（変更③）令和4年12月23日

（変更④）令和5年 1月30日

（変更後）令和5年 2月20日

### 4 履行期間

令和4年9月22日から令和5年3月25日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸8階  
一般社団法人 京都私立病院協会

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額）10,236,380円

（変更①）（予定総額）21,167,734円

（変更②）（予定総額）34,916,772円

（変更③）（予定総額）46,039,383円

（変更④）（予定総額）55,209,093円

（変更後）（予定総額）59,179,472円

### 7 契約内容

集団接種会場（東山地域体育館、深草支所、イオンモールKYOTO、京都市役所）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更理由①：令和4年10月14日）

新たにオミクロン株BA.4/5に対応するワクチンを確保するとともに、国における接種間隔の短縮の議論等の状況の変化を受け、引き続きコロナワクチン追加接種を促進するため、集団接種の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由②：令和4年11月25日)

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要があり、引き続き本市の接種体制を確保するため、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由③：令和4年12月23日)

新型コロナの感染者数が増加していることなどから、12月中に予定している集団接種会場の予約の空きがない状況が続いていた。

令和4年冬の感染拡大を防ぐ観点から市民に対して積極的なワクチン接種を呼び掛けており、引き続き本市の接種体制を確保するため、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由④：令和5年1月30日)

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

臨時接種の位置づけが令和4年度末までであること、またインフルエンザとの同時流行を抑えるため、会場の予約状況を踏まえ、引き続き本市の接種体制を確保することから、集団接種会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

(変更理由⑤：令和5年2月20日)

現在、特例臨時接種の位置づけが令和4年度末までであること等から年度内の接種を勧奨しており、引き続き、初回接種を完了した者に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

加えて、年度内の駆け込み需要が想定されるため、一定数の集団接種は実施する必要がある一方で、当時の予約状況等を踏まえると、多くの接種予約は見込めないことから、複数会場を設けることによる予約の分散化を防ぐため、イオンモールKYOTO会場の集団接種の実施期間を延長し初回接種の方の受入も行うこととした。

また、小児接種の会場について、現在の京都市役所会場からイオンモール京都桂川会場に変更するため。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 10 契約の相手方の選定理由

東山地域体育館、深草支所、イオンモールKYOTO及び京都市役所会場での接種に当たっては、接種前の予診、ワクチン接種、会場内で体調不良等が生じた場合の対応等の医療行為の提供など、多岐にわたる業務を7日間全てにおいて対応可能であり、かつ、4か所で1日当たり最大1,800人への接種を想定した体制を確保する必要がある。運営開始まで時間が限られている中、これらの体制を早急に整えることのできる団体に委託する必要があった。

受託者の選定に当たり、見積書徴収が可能であり、本市が指定する日程や規模等で本件集団接種を実施可能であった団体は、一般社団法人京都私立病院協会のみであったため。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新型コロナワクチン接種事業に係る広報・啓発業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和4年10月3日
- 4 履行期間  
令和4年10月3日から令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区車屋町通夷川上ル少将井御旅町363番地  
株式会社 新通
- 6 契約金額（税込み）  
9,999,000円
- 7 契約内容  
京都市新型コロナワクチン接種事業に係る広報・啓発業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナワクチン接種事業に係る広報・啓発業務に当たっては、本市の新型コロナワクチン接種事業を広く発信できるよう、ワクチン接種について正しく理解したうえで、市民に分かりやすく、かつ的確に情報を伝えることができる広報ツールが作成できるデザイン力が求められる。  
そのため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。  
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、プロポーザル方式により受託者の選定を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和4年度 追加接種に係る京都市新型コロナワクチン集団接種業務（KBSホール・令和4年12月以降実施分）

### 2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

### 3 契約締結日

（当初）令和4年11月25日

（変更前）令和4年12月15日

（変更後）令和5年 1月24日

### 4 履行期間

令和4年12月1日から令和5年2月17日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5  
京都第二赤十字病院

### 6 契約金額（税込み）

（当初）（予定総額） 4,859,401円

（変更前）（予定総額） 8,099,002円

（変更後）（予定総額） 11,338,603円

### 7 契約内容

集団接種会場（KBSホール）における会場運営、接種業務等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（随意契約の理由）

KBSホールで実施する集団接種（追加接種）では、令和4年12月1日～12月16日の間（計6日間）において、3,600回分の接種を行うこととしている。

上記集団接種の実施を令和4年11月上旬に決定したが、決定後入札に付すと、入札準備や入札期間に約1か月を要することから、実施開始までに契約締結ができないため。

（変更理由①：令和4年12月15日）

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

また、新型コロナの感染者数が全国的に増加傾向となっている中で、接種会場の予約率が上がっていることから、接種会場の予約状況を踏まえ、引き続き本市の接種体制を確保するため、KBSホール会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者等の体制を再構築するため。

(変更理由②：令和5年1月24日)

オミクロン株対応ワクチンについて、接種間隔が短縮され、令和4年の夏までに従来型ワクチンを接種した高齢者等に対するオミクロン株対応ワクチンの追加接種を行う必要がある。

現在、臨時接種の位置づけが令和4年度末までであること、またインフルエンザとの同時流行を抑えるため、会場の予約状況を踏まえ、引き続き本市の接種体制を確保する必要があることから、KBSホール会場の実施期間を延長し、延長期間に係る医療従事者の体制を再構築するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8（随意契約の理由）に同じ

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
保健医療システムに係る新型コロナワクチン接種（４回目・５回目・小児３回目・乳幼児接種）  
対応及び個別改修業務委託
- 2 担当所属名  
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日  
令和５年１月２０日
- 4 履行期間  
令和５年１月２１日から令和５年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町１  
富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
６, ８ ９ １, ８ ８ ５ 円
- 7 契約内容  
保健医療システムに係る新型コロナワクチン接種（４回目・５回目・小児３回目・乳幼児接種）  
対応及び個別改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
保健医療システムは、住民基本台帳情報及び市・府民税情報等を各区・支所の保健福祉センター等に設置した端末において利用するもので、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。  
富士通 J a p a n 株式会社は当該システムの開発及び保守・運用を委託している事業者であるため、当該システム改修中に、万一、故障等発生した場合においても、当該システムを適正に運用しつつ原因究明・故障修理等に速やかかつ適切に対処することが可能であり、他事業者では対応が困難である。また、他事業者が本委託を実施した場合、万一、不具合が生じた場合の責任分界点が極めて不明確となってしまうことから、契約の目的が競争入札に適さないと考えられるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり

